

(仮称)岩手県岩手郡岩手町太陽電池発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について

令和7年9月16日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、(仮称)岩手県岩手郡岩手町太陽電池発電事業計画段階環境配慮書について、PAG Renewables合同会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。意見内容は別紙のとおり。

1. 計画概要

- ・住所：岩手県岩手郡岩手町一方井17丁目
- ・原動力の種類：太陽電池(新設)
- ・出力：最大50,000kW程度(交流)
80,000kW程度(直流)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和7年 7月 7日
環境大臣意見受理	令和7年 9月12日
経済産業大臣意見	令和7年 9月16日

問合せ先:電力安全課 小西、山崎
電話03-3501-1742(直通)

(仮称)岩手県岩手郡岩手町太陽電池発電事業計画段階環境配慮書に対する意見

1. 総論

(1)対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに太陽電池発電設備及び附帯設備(以下「太陽電池発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2)事業の特性等を踏まえた環境影響評価の項目の選定

本事業は開発済みの土地に太陽電池発電設備等を設置することから、「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(令和3年6月環境省・経済産業省)の考え方を参考にしつつ、事業特性及び地域特性に応じて環境影響評価の項目を選定すること。

(3)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4)事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避し、又は十分に低減できない場合は、太陽電池発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び太陽光パネルの削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5)関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 反射光に係る影響

本事業の事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在していることから、太陽電池からの反射光に係る生活環境への影響が懸念される。このため、太陽電池発電設備の配置等の検討に当たっては、住居、道路、住民の生活の場への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、必要に応じて太陽電池発電設備の周囲に樹木を残置すること、防眩仕様のパネルの採用等により、反射光に係る生活環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

(2) 廃棄物について

本事業では、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」（令和6年8月環境省）等を確認し、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努めること。また、やむを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルするとともに、廃棄する時点における太陽電池発電設備の廃棄に係る諸制度に則り、適正な処理を行う計画とすること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。